



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則		
*15 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則	 1
○ 告示		
470 藤崎井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課) 2
471 安楽川井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更の認可	(") 2
472 六箇井土地改良区の定款変更の認可	(") 2
473 平成22年度狩猟免許試験の実施	(果樹園芸課) 2
474 平成22年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(") 4
475 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施	(畜産課) 5
476 木材業者等の登録	(林業振興課) 6
477 基本測量の終了	(技術調査課) 6
478 "	(") 6
479 "	(") 6
480 "	(") 6
481 "	(") 7
482 "	(") 7
483 道路の位置の廃止	(都市政策課) 7
484 海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課) 7
485 公有水面埋立ての免許の出願	(") 8
○ 公告		
軽油引取税免税証の無効	(税務課) 12
○ 正誤		
平成22年3月25日付け和歌山県報号外和歌山県条例第28号中	 12

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第15号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月16日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第11号中「規定する週休日」の次に「、勤務時間条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏名	住 所
監事	林行一	岩出市岡田153番地
監事	藤井清夫	岩出市畑毛231番地

2 退任した役員

職名	氏名	住 所
監事	田林康男	岩出市高瀬136番地
監事	吉村和	岩出市畑毛165番地

和歌山県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安楽川井土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第473号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成22年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月15日	木	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月15日	木	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月15日	木	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8
8月28日	土	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月28日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記載し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円(和歌山県証紙)とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。)第4条第1項の許可(以下「許可」という。)を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

ア 許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書(申請時点で作成後3か月以内のもの)を提出すること。

イ 一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上であって、網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.5以上であること、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.7以上であることを証する医師の診断書(申請時点で作成後3か月以内のもの)を提出すること。

なお、申請後に事故があつた場合等によりやむを得ない場合は、試験実施後3日以内(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)に上記の書類を提出すること。

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 7月15日実施試験については、6月1日(火)から7月1日(木)まで

(2) 8月28日実施試験については、6月1日(火)から8月16日(月)まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第474号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、平成22年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月28日	水	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月9日	月	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月25日	水	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8
8月27日	金	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

(1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分

(2) 鳥獣の判別 45分

(3) 猟具の取扱い 45分

(4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性試験及び講習対象者

(1) 県内に住所を有し、平成19年9月15日から平成22年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。

(2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

(1) 狩猟免許適性試験及び更新講習受講票

(2) 筆記用具

(3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

ア 許可を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

イ 一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上であつて、網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.5以上であること、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては視力が0.7以上であることを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）を提出すること。

なお、申請後に事故があつた場合等によりやむを得ない場合は、試験実施後3日以内（県の休日を除く。）に上記の書類を提出すること。

7 その他

適性試験及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第475号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

炭疽病の発生予防のため

2 実施する区域

海南市、紀の川市及び有田市

3 実施の対象となる家畜

牛

4 実施の期間

平成22年5月1日から平成23年3月31日まで

5 注射の方法

炭疽予防液（無莢膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第476号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
	7003		平成 22. 3. 29	東牟婁郡古座川町池野 山169-2	有限会社池田製作所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山字広平1202

和歌山県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業期間 平成21年5月15日から平成22年3月31日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第478号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成21年5月18日から平成22年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山市、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第479号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成21年9月28日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域 和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、那智勝浦町

和歌山県告示第480号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）

- 2 作業期間 平成21年5月11日から平成22年3月26日まで
3 作業地域 御坊市、新宮市、紀の川市

和歌山県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
2 作業期間 平成21年7月28日から平成22年3月26日まで
3 作業地域 岩出市、由良町

和歌山県告示第482号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）
2 作業期間 平成21年10月23日から平成22年3月26日まで
3 作業地域 橋本市、みなべ町

和歌山県告示第483号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止した。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃止番号	廃止する道路の位置	申請者 住所 氏名	廃止年月日	廃止道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
373	日高郡みなべ町気佐藤字新 殿開321-15	日高郡みなべ町気佐藤173- 1 ミナベ化工株式会社 代表取締役社長 藤原裕己	平成 22.4.6	4.00	197.0
				5.00	140.0

和歌山県告示第484号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 海岸の名称
和歌山県紀州灘沿岸堺漁港海岸堺地区海岸
2 指定場所
和歌山県日高郡みなべ町堺地先
3 点の位置
1 北緯33度44分57秒9784 東経135度19分38秒2762の地点
2 北緯33度44分55秒7250 東経135度19分39秒3294の地点
3 北緯33度44分52秒4707 東経135度19分43秒8712の地点

- 4 北緯33度44分52秒2621 東経135度19分43秒9365の地点
- 5 北緯33度44分52秒2063 東経135度19分43秒6672の地点
- 6 北緯33度44分51秒7516 東経135度19分43秒9057の地点
- 7 北緯33度44分51秒7751 東経135度19分43秒9666の地点
- 8 北緯33度44分51秒8439 東経135度19分44秒0683の地点
- 9 北緯33度44分47秒2071 東経135度19分45秒5246の地点
- 10 北緯33度44分42秒8535 東経135度19分44秒4648の地点
- 11 北緯33度44分40秒5611 東経135度19分45秒9594の地点
- 12 北緯33度44分39秒8603 東経135度19分48秒6292の地点
- 13 北緯33度44分40秒6231 東経135度19分52秒9559の地点
- 14 北緯33度44分43秒0642 東経135度19分58秒5516の地点
- 15 北緯33度44分43秒3171 東経135度20分04秒6804の地点
- 16 北緯33度44分44秒8689 東経135度20分09秒4407の地点
- 17 北緯33度44分44秒1830 東経135度20分11秒7326の地点
- 18 北緯33度44分41秒5802 東経135度20分14秒1431の地点
- 19 北緯33度44分36秒3943 東経135度20分13秒0544の地点
- 20 北緯33度44分34秒7744 東経135度19分56秒8517の地点
- 21 北緯33度44分25秒9022 東経135度19分45秒5055の地点
- 22 北緯33度44分35秒7836 東経135度19分32秒6302の地点
- 23 北緯33度44分41秒9146 東経135度19分37秒7289の地点
- 24 北緯33度44分52秒4868 東経135度19分35秒6702の地点
- 25 北緯33度44分55秒3328 東経135度19分33秒4918の地点
- 26 北緯33度44分56秒7070 東経135度19分35秒6554の地点

4 指定区域

1から26までの各点を順次結んだ線及び26と1の点を結んだ線により囲まれた地域

和歌山県告示第485号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部及び白浜町役場において、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
- (2) 名称 白浜町
- (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町2946番地の7
- (4) 代表者氏名 白浜町長 水本雄三

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町浜通り1665番地、1666-1番地、1666番地、1667-15番地並びに同町夕鞆町2183番地、2182番地及び2173番地に接する国有海浜地並びに同町行幸芝2993-6番地、2993-7番地及び2

993-1番地の地先公有水面

(2) 区域

aの区域

次の各点の内a1の地点からa8の地点までを順次直線で結んだ線及びa8の地点とa1の地点を結んだ線により囲まれた区域

a1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から171度01分11秒、1,875.84mの地点

a2地点 a1の地点から37度43分46秒 8.37mの地点

a3地点 a2の地点から91度00分45秒 9.99mの地点

a4地点 a3の地点から178度59分15秒 3.10mの地点

a5地点 a4の地点から91度00分45秒 10.41mの地点

a6地点 a5の地点から261度04分36秒 8.58mの地点

a7地点 a6の地点から247度13分13秒 11.01mの地点

a8地点 a7の地点から293度09分52秒 6.40mの地点

bの区域

次の各点の内b1の地点からb20の地点までを順次直線で結んだ線及びb20の地点とb1の地点を結んだ線により囲まれた区域

b1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から170度04分20秒、1,877.80mの地点

b2地点 b1の地点から91度00分45秒 17.02mの地点

b3地点 b2の地点から94度28分00秒 58.44mの地点

b4地点 b3の地点から87度23分29秒 54.98mの地点

b5地点 b4の地点から47度56分09秒 14.46mの地点

b6地点 b5の地点から210度30分24秒 7.87mの地点

b7地点 b6の地点から226度01分42秒 10.01mの地点

b8地点 b7の地点から240度59分49秒 10.34mの地点

b9地点 b8の地点から299度35分55秒 0.50mの地点

b10地点 b9の地点から249度55分23秒 10.43mの地点

b11地点 b10の地点から275度55分18秒 10.04mの地点

b12地点 b11の地点から273度12分50秒 10.03mの地点

b13地点 b12の地点から279度31分11秒 10.12mの地点

b14地点 b13の地点から278度06分32秒 10.10mの地点

b15地点 b14の地点から277度42分28秒 10.08mの地点

b16地点 b15の地点から276度21分23秒 14.85mの地点

b17地点 b16の地点から286度20分55秒 10.39mの地点

b18地点 b17の地点から269度40分47秒 10.00mの地点

b19地点 b18の地点から278度57分22秒 10.01mの地点

b20地点 b19の地点から278度11分42秒 10.13mの地点

cの区域

次の各点の内c1の地点からc15の地点までを順次直線で結んだ線及びc15の地点とc1の地点を結んだ線により囲まれた区域

c1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒) から165度28分45秒、1,893.82mの地点

c2地点 c1の地点から48度12分55秒 81.27mの地点

c3地点 c2の地点から303度05分13秒 2.67mの地点
c4地点 c3の地点から270度00分00秒 0.79mの地点
c5地点 c4の地点から48度12分55秒 6.25mの地点
c6地点 c5の地点から123度05分19秒 14.31mの地点
c7地点 c6の地点から172度28分21秒 3.68mの地点
c8地点 c7の地点から220度59分42秒 9.10mの地点
c9地点 c8の地点から176度03分16秒 16.58mの地点
c10地点 c9の地点から208度09分39秒 10.67mの地点
c11地点 c10の地点から212度58分55秒 10.40mの地点
c12地点 c11の地点から182度35分06秒 14.49mの地点
c13地点 c12の地点から220度20分19秒 10.11mの地点
c14地点 c13の地点から232度23分43秒 10.02mの地点
c15地点 c14の地点から301度26分40秒 34.70mの地点

dの区域

次の各点の内d1の地点からd4の地点までを順次直線で結んだ線及びd4の地点とd1の地点を結んだ線により囲まれた区域

d1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から172度10分33秒、1,870.66mの地点
d2地点 d1の地点から58度13分14秒 6.61mの地点
d3地点 d2の地点から156度59分14秒 5.16mの地点
d4地点 d3の地点から269度10分59秒 6.47mの地点

eの区域

次の各点の内e1の地点からe14の地点までを順次直線で結んだ線及びe14の地点とe1の地点を結んだ線により囲まれた区域

e1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から165度34分12秒、1,917.70mの地点
e2地点 e1の地点から334度17分03秒 5.82mの地点
e3地点 e2の地点から6度35分22秒 0.45mの地点
e4地点 e3の地点から337度33分50秒 4.68mの地点
e5地点 e4の地点から346度44分50秒 1.50mの地点
e6地点 e5の地点から23度28分47秒 4.20mの地点
e7地点 e6の地点から60度53分18秒 2.56mの地点
e8地点 e7の地点から91度46分01秒 4.04mの地点
e9地点 e8の地点から98度20分41秒 3.56mの地点
e10地点 e9の地点から99度07分13秒 2.34mの地点
e11地点 e10の地点から127度01分55秒 3.16mの地点
e12地点 e11の地点から216度18分56秒 4.24mの地点
e13地点 e12の地点から125度58分10秒 0.46mの地点
e14地点 e13の地点から215度41分46秒 7.88mの地点

(3) 面積

3,710.77m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町浜通り3742-38番地の地内並びに1664-9番地、1664-6番地、1664-10番地、

1664-7番地及び3776番地に接する公共空地並びに3742-39番地の地内並びに同町夕鞆町3052-6番地、3052-2番地及び同町浜通り1665番地に接する公共空地並びに1665番地及び1665-1番地の地内並びに同町夕鞆町2184-3番地、2184-1番地、2184-2番地、2183番地、2182番地、2173番地及び2172番地に接する公共空地並びに同町夕鞆町2172番地、同町浜通り1663-3番地及び1666-2番地の地内並びに同町湯之上1910番地に接する公共空地並びに同町湯之上1909-2番、1909-1番地、1908-1番地、1907-2番地、1905番地及び1904番地の地内並びに同町浜通り1667-13番地、1667-10番地、1667-9番地、1667-8番地、1667-7番地、1667-6番地、1667-5番地、1667-4番地、1667-3番地、同町行幸芝2994-2番地及び同町浜通り1667-2番地の地内並びに同町浜通り1667-2番地、同町行幸芝2994-3番地、2993-7番地及び2993-6番地に接する公共空地並びに同町行幸芝2993-1番地の地内並びに同町行幸芝2993-5番地、2993-4番地、2992-1番地及び2990-2番地に接する公共空地並びに同町浜通り3742-38番地、3776番地、3742-39番地、同町夕鞆町3052-6番地、3052-2番地、同町浜通り1665番地、1666-1番地、1666番地、1667-15番地並びに同町夕鞆町2183番地、2182番地及び2173番地に接する国有海浜地並びに同町行幸芝2993-6番地、2993-7番地及び2993-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各点の内x1の地点からx29の地点までを順次直線で結んだ線及びx29の地点とx1の地点を結んだ線により囲まれた区域

x1地点 国土地理院三等三角点「番所山」(北緯33度41分35秒 東経135度20分08秒)から173度37分52秒、1,868.55mの地点

x2地点 x1の地点から20度20分44秒 203.48mの地点

x3地点 x2の地点から90度00分00秒 277.38mの地点

x4地点 x3の地点から123度25分17秒 84.71mの地点

x5地点 x4の地点から125度18分52秒 21.97mの地点

x6地点 x5の地点から246度02分06秒 25.56mの地点

x7地点 x6の地点から233度54分25秒 23.35mの地点

x8地点 x7の地点から256度52分46秒 28.93mの地点

x9地点 x8の地点から242度59分24秒 4.56mの地点

x10地点 x9の地点から224度31分10秒 6.37mの地点

x11地点 x10の地点から213度56分40秒 4.56mの地点

x12地点 x11の地点から192度49分03秒 18.12mの地点

x13地点 x12の地点から175度15分38秒 8.03mの地点

x14地点 x13の地点から163度13分47秒 32.08mの地点

x15地点 x14の地点から214度59分15秒 73.23mの地点

x16地点 x15の地点から212度00分01秒 15.56mの地点

x17地点 x16の地点から244度14分36秒 7.84mの地点

x18地点 x17の地点から260度23分01秒 17.80mの地点

x19地点 x18の地点から269度55分07秒 21.52mの地点

x20地点 x19の地点から269度18分21秒 40.55mの地点

x21地点 x20の地点から278度29分17秒 39.34mの地点

x22地点 x21の地点から290度41分47秒 23.98mの地点

x23地点 x22の地点から291度22分59秒 33.82mの地点

x24地点 x23の地点から293度44分12秒 12.11mの地点

x25地点 x24の地点から287度28分54秒 8.20mの地点

x26地点 x25の地点から277度49分52秒 8.80mの地点

x27地点 x26の地点から271度53分49秒 18.43mの地点

x28地点 x27の地点から274度05分13秒 60.02mの地点

x29地点 x28の地点から288度56分27秒 13.11mの地点

(3) 面積

73,600.00㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成22年3月15日

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年3月25日以降無効とする。

平成22年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	漁船	8073197	1枚	平成21年12月7日から 平成22年6月6日まで	紀南県税事務所	平成22年3月25日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

正 誤

正 誤

平成22年3月25日付け和歌山県報号外和歌山県条例第28号中

ページ	行目	誤	正
32	上から29	平成22年法律第 号	平成22年法律第18号